

随意契約に付し、比較見積を省略する理由

滝畑ダムは、1級河川である石川上流部に築造され、河川法に基づいて管理を行っている洪水調節及び利水等を目的とした多目的ダムである。

ダム管理事務所1階に設置されている電気設備は、当ダムのゲートバルブ施設の運転や管理・警報システムの稼働、事務所内外施設の利用などダム管理及び府民の安全安心に係る重要な施設である。

当ダムの電気設備は平成25年度工事により設置し、その後常時稼働させ、自家用発電機点検時に運転状態を確認して運用してきたが、近年停電発生時に無停電電源装置が機能せず、ダムコンがダウンして水文観測データが欠測するなどの支障が生じたため、緊急の機器点検を行ったところ、無停電電源装置の蓄電池不良や機器の不具合が確認された。要因としては設置後の経過年数や夏季高温による劣化促進が考えられる。そのため、ダム管理上機器改善が必要であり、早期の整備工事を要するものである。

本設備は高圧受変電装置と無停電電源装置のプラント電気設備であり、蓄電池と整流器及びインバータ間の調整、動力及び動力変圧器等との機器連携等は、当該設備設置時の施工業者である関西日立株式会社の製品で構成され、製品に関して設備機能を発揮するための自社技術（機器設計、部品調達等）についても同社が所有している。また整備・調整にあたっては、設備の設計・製作・修繕及び部品供給体制が確立し、システムを熟知した専門技術者を有することが必要であるため、関西日立株式会社でしか履行出来ない。

以上の理由により、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により関西日立株式会社と随意契約を締結し、大阪府財務規則第62条ただし書き及び大阪府財務規則の運用第62条関係第2項第1号の特定の者でなければ履行できないものに該当することから、比較見積を省略するものである。